

# 日本政府が19世紀から知っていたこと

フランスの国立学士院（Institut national de France）〔当時〕について、文部省の依頼を受けたフランス人東大物理教師、Felix Gustave Adolphe Bersonによる記述

其ノ選挙に当リタル委員又選挙シテ定員ヲ全フセリ以来欠員アル.....欠位アルアカデミーニ於テ選挙法ニ因ツテ之ヲ補充ス選挙成ツテ共和制大統領ノ許可ヲ請フ（許可ナキノ例未タ有ラス） [p. 68]

※フランス革命以降は任命拒否していない

東京学士会院『各国学士院紀略』1880年（明治13年）より

セリ其ノ撰擧ニ當リタル委員又撰擧シテ定員ヲ全フセリ  
以來欠員アルキハ其ノ科部ノ捧ル所ノ候補表ヲ以テ缺位ア  
ルアカデミーニ於テ撰擧法ニ因ツテ之ヲ補充ス撰擧成ツテ  
共和政大統領ノ許可ヲ請フ（許可ナキノ例未タ有ラス）  
欠員ヲ補充スルノ時ハアカデミー各適宜之ヲ定ム

# 日本政府が19世紀から知っていたこと

「レナン氏（Ernest Renan）が言うには、フランスは政府と学士院および人民の三者がいて、学士院は権力の均衡を保つことを司っているという。

学士院の資本金は五つのアカデミーから一人を選挙で選んで会計係に任せている。文部卿がその会計係の課長である。学士院の会員 [...] は各アカデミーの会員の投票をもって選び、かつ君主の許認可を経ないといけな。ただし、普仏戦争に先立つこと2年、アカデミー・フランセーズにおいて、ファーヴル（Jules Favre）氏を会員に選んだことがあった。当時の人々が思うことには、氏は皇帝と関係がよくないこと既に数年を経ていて、その心も釈然としないものがあつたはずなので、当然の結果として皇帝は彼を承認しないだろうと。そうこうしているうちに、氏はアカデミーに選ばれ、しきたりに従い宮廷に赴き、ナポレオン三世に拝謁を願い、皇帝もこれを許可した。拝謁を許すというのは、選挙の結果を承認するということである」

〔東京学士会院『各国学士院紀略』1880年（明治13年）、p. 83。鈴木唯一による国立学士院についての記述を現代日本語に意訳〕

※英仏語圏の歴史記述では、ナポレオン三世を苛立たせるためにアカデミー・フランセーズがアンチ・ボナパルト派の会員ばかりを1853-70年の間選び続けた、という解釈になっている

# 会員選挙にはナポレオンも介入した

- 国立学士院（Institut National de France）...廃止された王立アカデミー関係者が創設
- ナポレオンは第一部会員に選出され、議長になり選挙方法に疑問を示す（当時はボルダ式であった） → 見直しの委員会結成、改革へ
- 1803年 会則改正  
→ 第二部（経済学に相当）を実質上弾圧  
第一部：物理と数学  
第二部：**道徳政治科学（1803年：「言語とフランス文学」に改組）**  
第三部：文芸と芸術（1803年：「古代言語と歴史部門」に改組）  
第四部：**芸術部門（1803年に新設）**



# フランス学士院（現代）

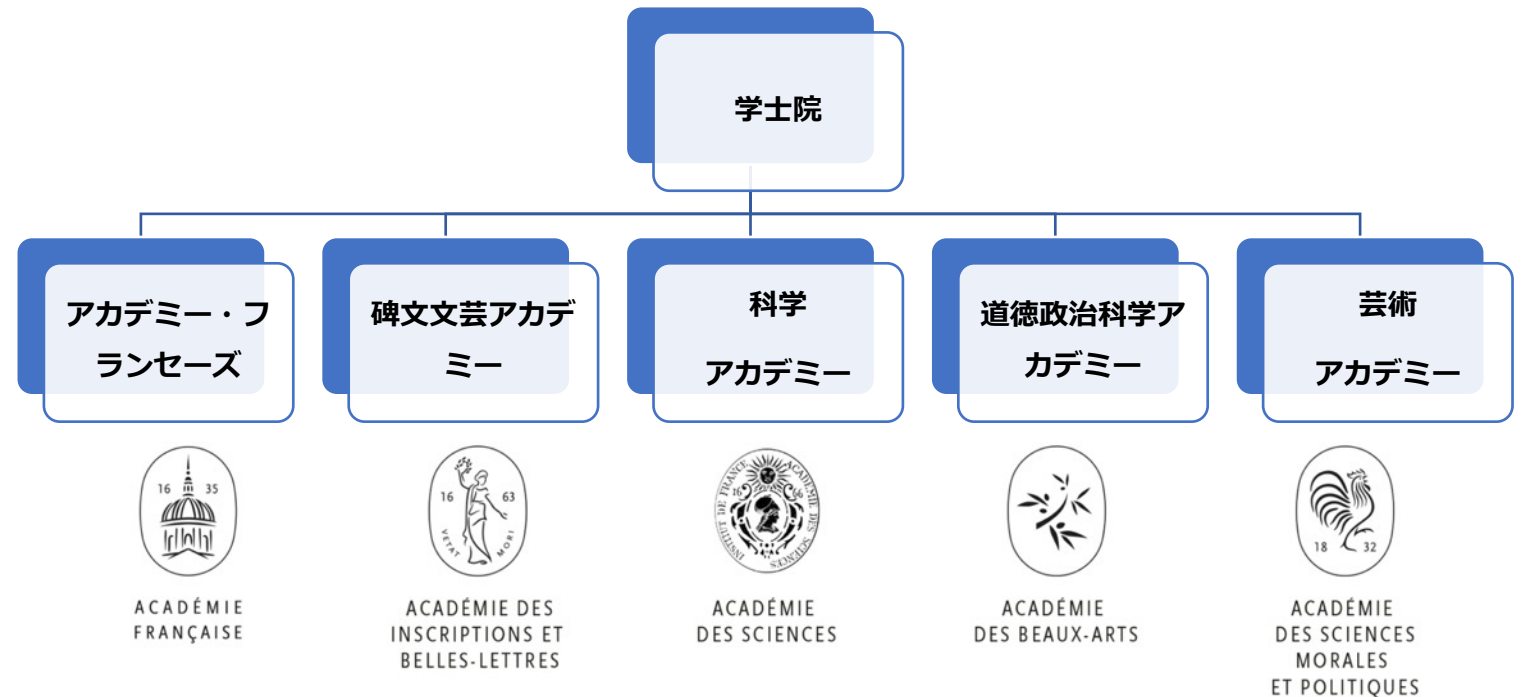
学士院は五つのアカデミーから構成される

19世紀後半以降国際アカデミー外交で活躍

- ・ 碑文文芸アカデミー→国際学士院連合（UAI）
- ・ 科学アカデミー→国際研究会議（IRC）  
及びその後継組織ICSU, ISC

国立組織だったのだが2006年から「共和国大統領後援下で特別な地位に位置付けられた公益上の法人」となる

**会計監査院レベルの強い独立性**



# 繰り返された会員選考方法改革論

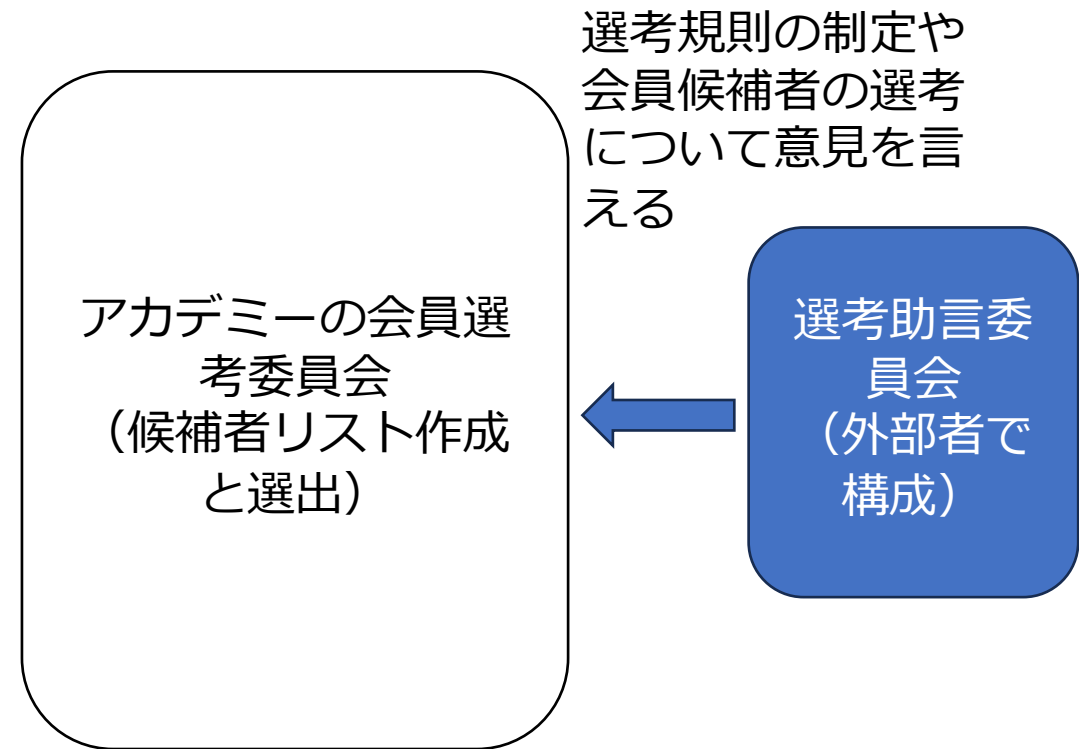
- **1983年 会員選出方法の変更が決定**：登録有権者による直接選挙から登録学術研究団体からの推薦方式へ（**日本学術会議法改正：衆議院は自由民主党の単独採決**）  
→1985年から採用
- 1998年 橋本龍太郎内閣の行政改革会議で学術会議廃止論が出る  
→ 「総合科学技術会議」の設立とそこで学術会議の存続を論じることが決まる
- 2003年 総合科学技術会議が報告書「日本学術会議の在り方について」を発表：会員・連携会員からの推薦によるコオプテーション方式を提案  
→**2005年から再び会員選出方法の変更が決定**  
→「**欧米主要国のアカデミーの在り方は理想的方向**」なので10年おきに適切な設置形態を検討する提案がなされる
- 2015年 「日本学術会議の新たな展望を考える有識者会議」が特に積極的に制度変更をする理由は見出しにくいとする報告書  
→ 特に変えなくてよいとする判断だったが...

# 政府からのアカデミーへの圧力

- 日本学術会議の任命拒否問題のその後
- 2020年10月 菅首相が6人の会員を任命拒否、理由は現在まで説明されていないが、6人は政府の安全保障政策反対運動に関わる人文社会系研究者であった
- 2023年12月～4月末 学術会議法改正法案を政府が提案しようとして反対運動が広がり、提出断念
- 2023年8月 学術会議改革のための独立した有識者会議が設置された。  
任命拒否の問題については政府から回答がないまま。  
日本のアカデミーは国立機関であったが、民営化を提案されている
- 法人化案でもアカデミー会員以外の意図を反映させる仕組みが導入されそう？

<https://www.scj.go.jp/ja/info/kohyo/division-20.html>

法人化案にも残った政府の提案内容



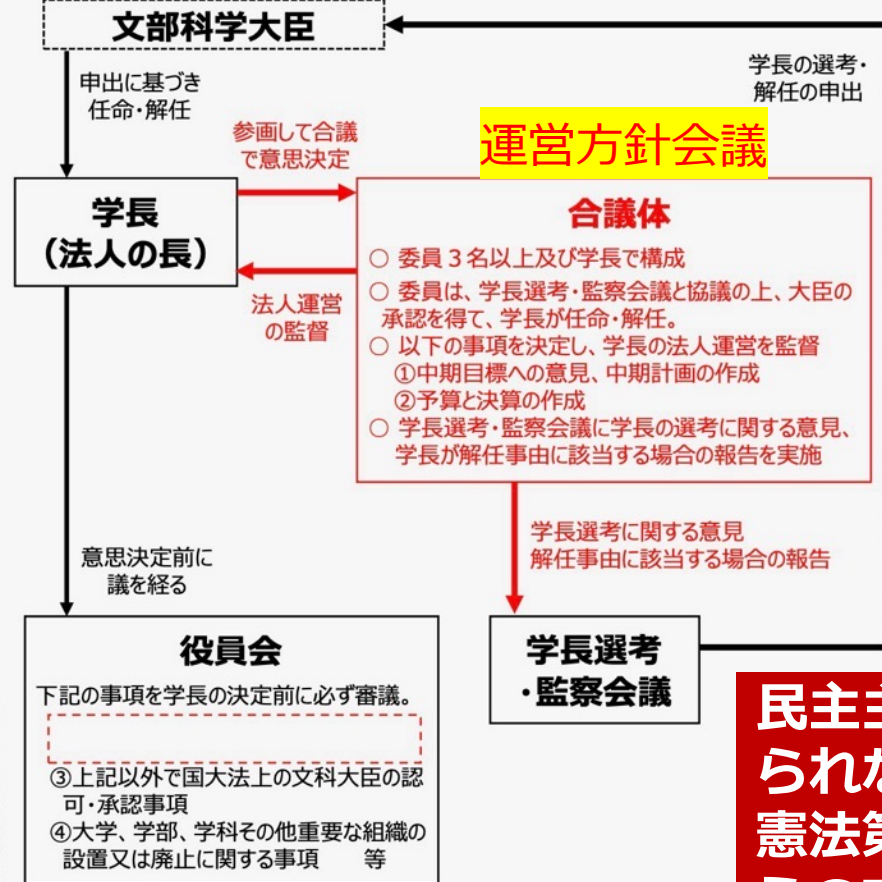
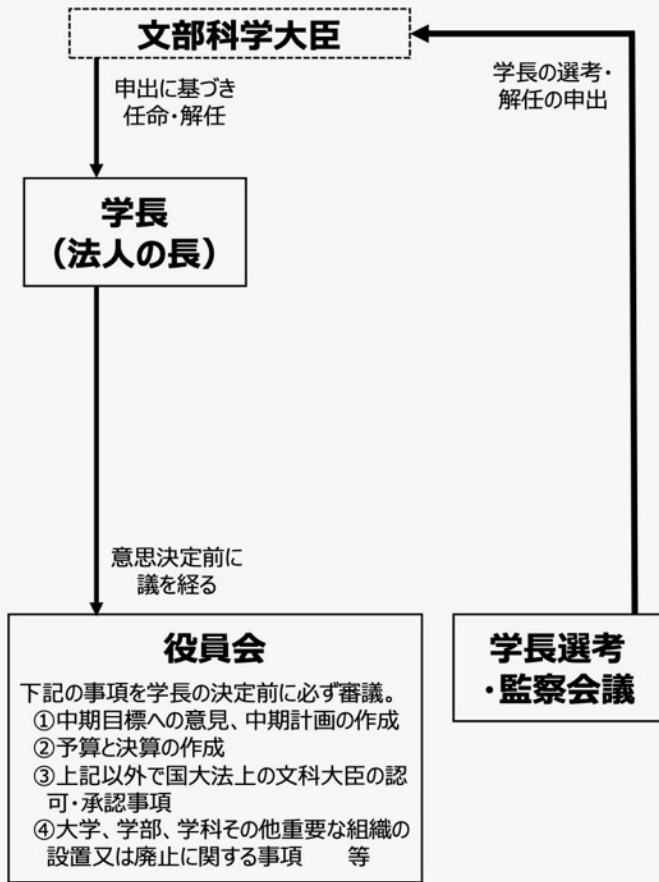
アカデミーにおいて通常存在する選挙のプロセスは1980年代の法改正によりなくなっている。当時の党は現在の政権と同じ。

# 国大法「改正」：「トップダウン経営」×「大臣の承認」

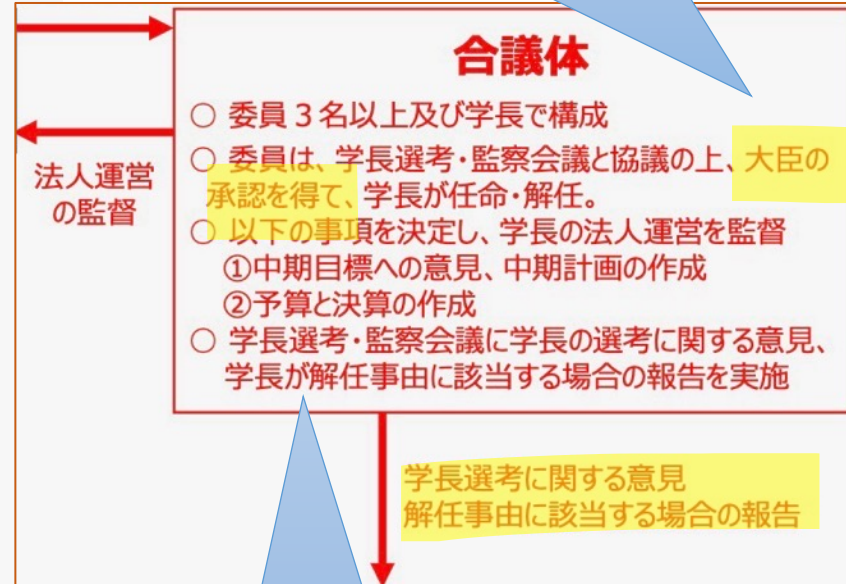
## 国立大学法人法における国立大学法人の内部機関等の相互関係

現行

改正後



なぜ大臣の承認が必要？



責任者は誰？

民主主義的な先進国の大学には見られない構造  
 憲法第23条「学問の自由」を損なうのではないかな？

# 参考：学問の自由の危機関連リンク

- Academic Freedom Index <https://academic-freedom-index.net>
- Scholars at risk <https://www.scholarsatrisk.org>
- American Association of University Professors (ニュースコーナーが充実) <https://www.aaup.org>
- UNESCOが提示している方針：**Promoting scientific freedom and strengthening the safety of scientists in line with the 2017 Recommendation on Science and Scientific Researchers, UNESCO. General Conference, 42nd, 2023**  
<https://unesdoc.unesco.org/ark:/48223/pf0000386476.locale=en>